

東京電力からのお知らせ

東京電力による家屋の清掃(片付け)を行っています

東京電力は浪江町内(居住制限区域および避難指示解除準備区域)の住宅の清掃(片付け)を行っていますので、下記受付ダイヤル(※1)までお申込みください。

作業内容は不要となった家財道具等の屋外(敷地内)への搬出および掃き掃除ですが、薬品や危険物といった業者が回収できないものは対象外となります。

また、屋内に入っただけの作業ですので、立会いを必ずお願いします。

なお、解体が決まっている住宅では作業を行いませんが、必要な物を搬出したい等のご相談はお受けしていますので、下記受付ダイヤル(※1)までお問い合わせください。

また、片付けにより発生した廃棄物は回収業者(※2)により後日回収されますが、東京電力の片付けによらないご自宅の不要品の戸別回収も行っていますので、下記コールセンター(※2)までお申し込みください。

お申込みはこちらへ

(※1) 東京電力株式会社
家屋清掃(片付け)受付ダイヤル

TEL 080(5527)3959

受付時間：平日 9時～12時、13時～16時
受付期間：平成29年2月28日まで

お申込みはこちらへ

(※2) 双葉運輸株式会社
回収コールセンター

☎ 0120(46)5175

受付時間：平日 8時30分～17時
受付期間：平成29年3月10日まで

(※1)(※2)の受付期間以降については、方針が決定次第お知らせします。

いつか役に立つ

法律
知識

No.2



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

相続について①

相続は、残念なことに紛争になることも多いです。法律の定めを知っていると、話し合いも円滑に進みますので、争いを避けるためにも民法の定めを知っておきましょう。ちなみに、民法は、亡くなった方を「被相続人」、財産を受け継ぐ人を「相続人」という言葉で表しています。

相続人

民法は相続人について順位をつけて定めています。先の順位の人が存在しない場合、次の順位の人が相続人となります。(同順位の人が複数いる場合、民法が遺産をどのように分けるよう定めているかについては、次回以降に説明します。)

◆第1順位

相続人となる第1順位の者は子です。既に子が亡くなっても孫がいる場合には、孫が相続人となります。その下も同様で、子も孫も既に亡くなっても曾孫がいる場合、曾孫が相続人となります。

◆第2順位

相続人となる第2順位の者は父母です。亡くなった方に子等がいなかった場合、亡くなった方の父母が相続人となります。父母が既に亡くなっても祖父母が健在な場合は、祖父母が相続人となります。その上も同様で、父母も祖父母も既に亡くなっても曾祖父母がいる場合には、曾祖父母が相続人となります。

◆第3順位

相続人となる第3順位の者は、兄弟姉妹です。亡くなった方に子も父母等もない場合には、亡くなった方の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が既に亡くなっても兄弟姉妹の子がいる場合、兄弟姉妹の子が相続人となります。ただこれ以上については第1順位や第2順位と異なるところで、兄弟姉妹も兄弟姉妹の子も既に亡くなっている場合、兄弟姉妹の孫は相続人にはなりません。

前記の3者以外に配偶者も相続人となります。詳しくは、次回以降に説明します。